



平成 29 年 10 月 16 日

各 位

株 式 会 社 光 ・ 彩
代表取締役社長 深 沢 栄 二
(J A S D A Q ・ コード 7 8 7 8)
問合せ先
社長室 室長 吉田 貴
TEL 0551-28-4181

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、金融証券取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」についても提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 48 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 2 月 1 日 至 平成 27 年 1 月 31 日)
- 第 49 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 2 月 1 日 至 平成 28 年 1 月 31 日)
- 第 50 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 2 月 1 日 至 平成 29 年 1 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3.【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線_____を付して表示しております。

- (1) 第 48 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 2 月 1 日 至 平成 27 年 1 月 31 日)

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 27 年 1 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、東京国税局の税務調査を契機として、平成 29 年 8 月より社内調査を開始したところ、当社の元経理責任者による不正行為の疑義が発覚したため、平成 29 年 8 月 18 日本件疑義の全容解明のため、調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 9 月 25 日に調査委員会から一次調査報告書を受領し、本件疑義と関連し、平成 25 年 11 月から平成 29 年 7 月にかけて計上された仕入及び買掛金の一部について、その実在性が認められず、架空の仕入及び買掛金が計上されていたこと、平成 29 年 1 月期期末の貸借対照表において、棚卸資産の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成 22 年 9 月から平成 29 年 7 月まで現金預金の着服等があったことが判明したから、平成 27 年 1 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成 27 年 1 月期から平成 29 年 1 月期までの有価証券報告書及び平成 29 年 1 月期第 1 四半期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提

出いたしました。

これら不正行為の根本原因としては、当社一部従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったこと、当社の内部において牽制機能が働かなかったこと、役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって不正行為が発生したと認識しております。

以上の不正行為の起因となった当社の全社的內部統制及び決算・財務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務情報に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制に開示すべき重要な不備を是正するために、調査結果を踏まえ、以下の通り再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

1. コンプライアンス教育の充実・強化
2. 当社の組織、体制の見直し
3. 当社の業務監査体制の見直し

日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(2) 第 49 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 2 月 1 日 至 平成 28 年 1 月 31 日)

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 28 年 1 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、東京国税局の税務調査を契機として、平成 29 年 8 月より社内調査を開始したところ、当社の元経理責任者による不正行為の疑義が発覚したため、平成 29 年 8 月 18 日本件疑義の全容解明のため、調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 9 月 25 日に調査委員会から一次調査報告書を受領し、本件疑義と関連し、平成 25 年 11 月から平成 29 年 7 月にかけて計上された仕入及び買掛金の一部について、その実在性が認められず、架空の仕入及び買掛金が計上されていたこと、平成 29 年 1 月期期末の貸借対照表において、棚卸資産の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成 22 年 9 月から平成 29 年 7 月まで現金預金の着服等があったことが判明したから、平成 27 年 1 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成 27 年 1 月期から平成 29 年 1 月期までの有価証券報告書及び平成 29 年 1 月期第 1 四半期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これら不正行為の根本原因としては、当社一部従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったこと、当社の内部において牽制機能が働かなかったこと、役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって不正行為が発生したと認識しております。

以上の不正行為の起因となった当社の全社的內部統制及び決算・財務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務情報に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると

判断しました。

上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制に開示すべき重要な不備を是正するために、調査結果を踏まえ、以下の通り再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

1. コンプライアンス教育の充実・強化
2. 当社の組織、体制の見直し
3. 当社の業務監査体制の見直し

(3) 第 50 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 2 月 1 日 至 平成 29 年 1 月 31 日)

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成 29 年 1 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、東京国税局の税務調査を契機として、平成 29 年 8 月より社内調査を開始したところ、当社の元経理責任者による不正行為の疑義が発覚したため、平成 29 年 8 月 18 日本件疑義の全容解明のため、調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 9 月 25 日に調査委員会から一次調査報告書を受領し、本件疑義と関連し、平成 25 年 11 月から平成 29 年 7 月にかけて計上された仕入及び買掛金の一部について、その実在性が認められず、架空の仕入及び買掛金が計上されていたこと、平成 29 年 1 月期期末の貸借対照表において、棚卸資産の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成 22 年 9 月から平成 29 年 7 月まで現金預金の着服等があったことが判明したから、平成 27 年 1 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成 27 年 1 月期から平成 29 年 1 月期までの有価証券報告書及び平成 29 年 1 月期第 1 四半期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これら不正行為の根本原因としては、当社一部従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったこと、当社の内部において牽制機能が働かなかったこと、役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって不正行為が発生したと認識しております。

以上の不正行為の起因となった当社の全社的內部統制及び決算・財務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務情報に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制に開示すべき重要な不備を是正するために、調査結果を踏まえ、以下の通り再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

1. コンプライアンス教育の充実・強化
2. 当社の組織、体制の見直し
3. 当社の業務監査体制の見直し

以上